委嘱員募集

草の根・人間の安全無償資金協力委嘱員 在ミャンマー日本大使館(経済班)

ミャンマーに対する草の根・人間の安全無償資金協力を実施するにあたって、業務をして頂ける 方を1名募集いたします。

草の根・人間の安全無償資金協力について

草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下,「草の根無償」)は、開発途上国の多様なニーズに応えるために1989年に導入された制度です。

草の根無償は、開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関、並びに途上国において活動している国際及び現地NGO等が現地において実施する比較的小規模(原則1,000万円以下)の案件に対し、在外公館が中心となって資金協力を行うものです。

業務内容

主に以下の業務を行っていただきます。

- 1. <u>案件形成に係る事前調査及び案件審査資料の作成</u> 申請があった案件について、対象地域の現状、課題、実施上の問題点、申請団体の案件実施能 力の把握に必要な事前調査を行い、案件申請用資料を作成する。
- 2. <u>実施案件のモニタリング,フォローアップ</u>

実施中, または実施済みの案件について, 適正な案件監理のため, 実施団体等と連絡を取りつ つ, 案件実施状況のモニタリング, フォローアップを行う。

3.署名式・引渡式のアレンジ

贈与契約の署名式及びプロジェクト終了後の引渡式のアレンジを各関係者と行う。

4. 各種報告書の作成等

各団体とのレター、メール、電話、面談等による連絡調整、上記 1 ~ 2 の業務等で地方に移動し、報告書、モニタリング・レポート、月間報告書等を作成する。

応募条件

- ・日本語能力(文書作成,交渉,会話能力)が十分にあること。加えて、ミャンマー語<u>または</u>英語能力必須(交渉,会話能力)。両方できればなお望ましい。
- ・途上国援助活動、開発問題に関する知識があり、現地に出張し、調査が行えること。ミャンマー に関する知識及び生活・就労経験があることが望ましい。
- ・コンピューター能力(ワード、エクセル、パワーポイント)。
- 開発協力分野での勤務経験が5年以上あることが望ましい。

待遇

- 1. 業務地:在ミャンマー日本国大使館
- 2. 謝金: 当方の規定によります。
- 3. 保険:自己負担により海外保険等に加入が必要。

留意事項:

- ・外部委嘱契約は雇用契約ではなく具体的な業務の委嘱契約です。したがって、海外傷害保険や査 証取得については、自ら手配することになります。
- ・外部委嘱員は在外公館員として雇用または派遣されるものではなく,日本政府や在外公館を代表するものではありません。したがって,旅券は一般旅券を所持し,外交団に認められる特権免除を享受しません。
- ・契約の当事者は、在ミャンマー日本国大使館になります。

委嘱期間

2019年5月1日から2020年3月31日まで 委嘱開始時期及び委嘱契約延長については相談可

応募方法

- ・①和文履歴書(形式は任意ですが、顔写真付き、学歴・職務経歴を必ず記載してください)、② 志望理由書(形式は任意ですが、自己 PR、自身のこれまでの実務・学業でどのような経験や知識を得て、それらを本ポストでどのように活かしたいか等につき、具体的に記載ください)をメールで eco@yn.mofa.go.jp まで送付願います (メールの件名に【草の根無償委嘱員への応募(ご自身の氏名)】と明記願います)。
- ・履歴書には大使館から連絡が可能なメールアドレス及び電話番号を明記してください。

注意事項:

- ・選考過程・選考結果に関する問い合わせ等には、一切お答えできませんので、ご了承願います。
- 応募書類は返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・個人情報については、選考の目的のみに使用し、応募の秘密は厳守致します。

応募締切

2019年1月31日(木)18:00(日本標準時)

試験及び面接(電話面接)に関しては、2019年2月中旬~下旬を予定しています。